

介護予防・日常生活支援総合事業(通所型独自サービス) 重要事項説明書

<令和 6年 6月 15日現在>

1. 事業所（デイサービス）の概要

(1) 提供できるサービスの地域と種類

事業所名	医療法人博愛会 デイサービスセンターえがお
所在地	福岡県京都郡苅田町大字提字唐松 2781 番地
管理者の氏名	正林 久人
電話番号	093-434-6716
FAX番号	093-434-6716
指定番号	4078000173
サービスを提供する地域	京都郡苅田町、行橋市、 京都郡みやこ町
開設年月日	平成 19 年 5 月 1 日
利用定員	30 名

(2) 事業所の職員体制

職種	資格	常勤		非常勤	
		専従	兼務	専従	兼務
管理者			1		
生活相談員	介護福祉士	2			
看護職員	看護師			1	4
介護職員	介護福祉士他	5		3	
機能訓練指導員	作業療法士他 看護師	1		1	2

(3) サービス提供の時間帯

営業日	月曜日から土曜日まで
営業時間	9:30～18:00
営業しない日	12月31日～1月3日

2. 事業の目的と運営方針等

(1) 事業の目的

デイサービスセンターえがおは、人員及び管理運営に関する事項を定め、介護予防・日常生活支援事業通所型独自サービス事業の適正な運営を確保し、要支援状態等にある高齢者に対し、利用者の心身機能の維持回復をはかり適正に自立支援に資する通所型サービスを提供することを事業の目的とします。

(2) 運営方針

《理念》

We Deliver The Best

～すてきな笑顔とまごころのサービスを目指します～

<基本方針>

1. 私たちは、利用者一人ひとりの「これまでの人生」と「これからの生き方」を大切にし、健やかで幸せな生活を提供します。
2. 私たちは、常にサービスの質の向上に努め、地域の保健・医療・福祉機関や住民の皆様に信頼される、明るい施設を目指します。
3. 私たちは、利用者主体の精神的・身体的・生活的リハビリテーションを行い、家庭との「架け橋」になります。
4. 私たちは、上記の3つの方針実現のために、自己研鑽に励むとともに、働き安い職場作りに努力します。

事業の実施に当たっては、関係市区町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

3. サービスの内容

- ①通所型独自サービスに基づいたサービス計画の立案
- ②食事サービス
- ③入浴サービス
- ④個別機能訓練

ご利用者の心身等の状況に応じて、個別機能訓練計画を作成し、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するため機能訓練指導員が直接訓練を実施します。

⑤口腔機能向上サービス（共通）

言語聴覚士等により、ご利用者の口腔機能の状態に応じて、口腔機能改善管理指導計画を作成し、口腔清潔、摂食・嚥下機能の向上等を図るためのサービスを実施します。

⑥栄養改善サービス（共通）

管理栄養士等により、低栄養状態の改善等を目的として、個別に実施される栄養食事相談等の栄養管理を行い、ご利用者の心身の状態の維持向上を図るためのサービスを実施します。

⑦科学的介護推進体制サービス

科学的に効果が裏付けされた自立支援・重度化防止に資する質の高いサービス提供を目的とし、PDCA サイクルを通じて継続的にサービスの質の向上につながる取り組みを実施します。

⑧運動器機能向上サービス

機能訓練指導員等により、ご利用者の心身等の状況に応じて、運動器機能向上計画を作成し、日常生活を送るのに必要な機能の維持・向上するための訓練を実施します。

4. 利用料金

(1) 利用者負担金

下記表の金額が利用者負担金となります。

以下の金額は介護負担が1割の場合になりますので、介護負担が2割・3割の時は【その他のサービス】を除き、料金は2倍・3倍になります。ただし、介護保険の適用がない場合や介護保険での給付の範囲を超えたサービス費は、事業者が別に設定し、全額が利用者の負担となります。

【通所型独自サービス A6】

	要支援1	要支援2
サービス費	1,798 円/月	3,621 円/月
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	88 円/月	176 円/月
生活機能向上連携加算	200 円/月 ※運動機能向上算定時 100 円	
科学的介護推進体制加算	40 円/月	
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	利用サービスの合計の 9.2%	
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	利用サービスの合計の 9.0%	
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	利用サービスの合計の 8.0%	
介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	利用サービスの合計の 6.4%	
昼食代	540 円/日	

【通所型独自サービス A8】

サービス費	436 円／回	
入浴代		400 円／日
昼食代		540 円／日

○通常事業の実施地域以外の地域に係る送迎の追加費用

実施地域を越えた地点から片道 10 km未満	200 円
実施地域を越えた地点から片道 10 km以上	400 円

(2) 利用料金のお支払い方法

事業者は、当月の利用料金の請求書及び明細書を、翌月 10 日までに発行し、利用者及び身元引受人は、その月の 25 日までに支払うものとします。お支払い方法は、原則金融機関口座自動引き落としとなります。申請手続き中のみ現金もしくは振り込みでお支払いして頂くことがあります。

(3) 領収書の発行

事業者は、利用者及び身元引受人から利用料金の支払いを受けたときは、領収書を発行します。

5. 緊急時の対応方法

サービス提供中に容態の変化などがあった場合は、主治医、救急隊、ご家族、介護支援事業者などへ連絡をします。

6. サービス利用に当たっての留意事項

- ① 飲酒は原則として禁止しています。喫煙は敷地内禁止です。
- ② 事業所内の設備、備品は大切にお取り扱い下さい
- ③ 原則として、マッチ、ライター類の火気の発するものの持込はご遠慮下さい。

7. 身体拘束について

当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、管理者又は生活相談員が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当事業所の職員がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録することとします。

8. 相談窓口、苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当事業所 ご利用相談窓口	ご利用時間 毎日午前9時～午後5時 ご連絡先 電話・FAX 093-434-6716 担当者 管理者・生活相談員
-----------------	--

事業所やサービスに関するご利用者からの苦情等は、次の機関でも受け付けています。

行橋市役所 介護保険課	所在地 〒824-8601 行橋市中央一丁目1番1号 電話番号 0930-25-1111 (内線1172～1175) FAX 0930-25-0299 受付時間 毎日午前9時～午後5時
苅田町役場 福祉課	所在地 〒800-0352 京都郡苅田町富久町1丁目19-1 電話番号 093-434-5544 FAX 093-435-0023 受付時間 毎日午前9時～午後5時
みやこ町役場 保険福祉課	所在地 〒824-0892 京都郡みやこ町勝山上田960番地 電話番号 0930-32-2516 FAX 0930-32-4563 受付時間 毎日午前9時～午後5時
福岡県国民健康保険団体連合会 事業部 介護保険課 苦情相談窓口	所在地 〒812-8521 福岡市博多区吉塚本町13-47 電話番号 092-642-7859 FAX 092-642-7856 受付時間 毎日午前9時～午後5時

9. 損害賠償責任保険

当事業所のサービス提供に伴って当事業所の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当事業所は、利用者に対して、必要に応じて第三者の判断に基づき、損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当事業所が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当事業所に対して、その損害を賠償するものとします。

10. 事業者の概要

名 称	医療法人 博愛会	
代 表 者 名	理事長 山本 英彦	
所在地・連絡先	所在地 京都府みやこ町勝山箕田298番地 電話番号 0930-32-2711 F A X 0930-32-2712	
その他の事業所(苅田事業部)	提供するサービス	
介護老人保健施設 博愛苑	介護老人保健施設 (4057380091号)	
短期療養介護及び介護予防短期療養介護	ショートステイ (4057380091号)	
通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション	通所リハビリテーション (4057380091号)	
博愛苑ケアプランセンター	居宅介護支援事業所(4070000924号)	
グループホーム まごころ	認知症対応型共同生活介護 (4098000013号)	
訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション	訪問リハビリ (4078000298号)	